明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○商業登記規則の一部を改正する省令（法務七）　一
○鉄道軌道整備法施行規則の一部を改正する省令（国土交通一三）　二

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（法務八九）　二
○商業登記規則第三十六条第二項等の規定による電磁的記録の方式等の一部を改正する件（同九〇）　三
○有形の民俗文化財を重要有形民俗文化財に指定する件（文部科学三〇）　三
○無形の民俗文化財を重要無形民俗文化財に指定する件（同三一）　三
○有形の民俗文化財を登録有形民俗文化財に登録する件（同三二）　四
○中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件（経済産業三六）　四
○高速自動車国道に関する件（国土交通二二七、二二八）　四
○航空機の位置通報点に関する告示の一部を改正する件（同二二九）　四
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（同二三〇）　四
○航空路の指定に関する告示の一部を改正する件（同二三一）　四
○海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示（海上保安庁六三）　六
○道路に関する件（東北地方整備局二五、二六）　七
○都市計画に関する件（中部地方整備局四五、四六）　七
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の評価員の氏名等を変更した件（四国地方整備局三三）　七

〔国会事項〕

閣議決定等事項　七

〔人事異動〕

内閣　内閣府　七

〔皇室事項〕　七

〔官庁報告〕

法　務

再審による無罪判決の公示（高松簡易裁判所）　七

労　働

争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　七

〔資　料〕

閣議決定等事項　七

〔公　告〕

諸事項

官庁
財団、建設業の許可の取消処分関係　七

裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　七

地方公共団体
教育職員免許状失効、高圧ガス保安法に基づく指定輸入検査機関の指定に関する公示関係　七

会社その他　七

省　令

○法務省令第七号

民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行に伴い、並びに商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第十九条の二及び第百四十八条並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び第四項の規定に基づき、商業登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月八日

法務大臣　小川　敏夫

商業登記規則の一部を改正する省令

商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九条の七第一項中「法」を「商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号。以下「法」という。）」に改める。

第三十六条第三項中「作成者」の下に「（認証を要するものについては、作成者及び認証者。次項において同じ。）」を加え、同条第四項第一号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ　電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項の規定により作成された電子証明書

第三十六条第四項第二号イ中「イ又はロ」を「イ、ロ又はハ」に改める。

第百一条第一項中「法務大臣の指定する登記所（以下「オンライン指定登記所」という。）においては、法務大臣が特に命ずる場合を除き、」を削り、同条第三項を削る。

第百二条第二項中「作成者及び認証者」の下に「。第五項において同じ。」を加え、「オンライン指定登記所」を「登記所」に改め、同条第三項第二号中「（平成十四年法律第百五十三号）」を削る。

第百五条を次のように改める。

第百五条　削除

別表第三後見人区の項中「成年後見人の共同代表に関する規定」を「成年後見人の事務分掌に関する規定」に改める。